

公益社団法人久留米市シルバー人材センター就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人久留米市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・協働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から負託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。

(就業時間)

第4条 会員の就業時間は、会員の健康を配慮して、原則として1日6時間以内とする。ただし、センターは仕事の内容、就業場所、季節等の事情により仕事をする会員と協議の上、別に定めることができる。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

またセンターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、「受注票兼作業確認書」を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を「受注票兼作業確認書」に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。

(3) 就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。

(4) 就業時間内において発注者及び会員間での物品の販売、宗教の勧誘活動、政治活動等は行ってはならない。

(5) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(6) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

(共同作業の留意点)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から班長・副班長・リーダー(以下「班長等」という。)を互選する。班長等は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神を持って努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、または身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第12条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちに班長等及びセンターまたは発注者に連絡を行うなどの応急の処置をとるようにすること。

(配分金)

第8条 会員の就業に対する配分金については、就業の都度仕事の時間と内容等に見合った額を個別に提示し、支払うものとする。ただし、支払日等については「配分金に関する規約」により定めるものとする。

(就業の交代)

第9条 継続的な就業において、休業期間が下記に掲げる日数を超えた場合は、新規会員が就業することとする。ただし、下記の日数を超えない場合でも業務に支障が生じる場合は交代するものとする。

無届で就業放棄した場合	3日
旅行	15日
配偶者死亡	20日
けが、病気による入院	30日
伝染予防による隔離	30日
天災地変等による会員の現住居の滅失または破壊	30日
裁判員として出頭する場合	必要な期間

- 2 前項に規定する日数は、就業予定日にかかわらず、休む日を初日とし暦日で算定する。
- 3 休業する場合は、別表様式1号に記載し、センターに届出なければならない。

第3章 安全・衛生・研修

(安全衛生)

第10条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

- 2 安全就業基準については、別に定める。

(団体傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷患者、共同作業会員または会員の家族は、事故後遅滞なく、その内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

(賠償責任保険及び自動車保険)

第 12 条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款又はセンター車両による自損事故等を起こしたときは、「自動車保険」等約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、センターは会員に対し損害及び過失の程度に応じペナルティを課すものとする。

2 会員の故意または重大な過失により、自動車・バイク・自転車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

3 第 1 項ただし書きの規定による会員のペナルティは、安全推進部が決するものとし、その内容は別表 1 のとおりとする。

(研修会・講習会の受講)

第 13 条 会員は、センターが主催する就業に関係した各種研修会・講習会には、積極的に出席に努めなければならない。

(新入会員研修会)

第 14 条 会員は、入会した月を基準月として、入会してから 6 カ月以内に「新入会員研修」を必ず受講しなければならない。

2 会員は、前項に規定する研修を受講しなかった場合には、就業等適正資格審査会運営要綱に規定する処置決定に従わなければならない。

附 則

この規約は昭和 55 年 6 月 26 日から施行し、昭和 55 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は昭和 61 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この規約は昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 10 年 3 月 12 日施行する。

附 則

この規約は平成 11 年 11 月 12 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

第 9 条の規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は公益社団法人設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

内 容	ペナルティ
賠償額 5,000 円未満	1,000 円
賠償額 5,000 円以上 20 万円 未満	賠償額の 2 割以下
賠償額 20 万円以上	4 万円以下
自動車事故を起こした場合	シルバーセーフティスクール (高齢者交通安全教室) 受講